

# 紛争後の平和構築プロセスにおいて環境資源が持つ役割

## —東ティモールの事例から—

宮澤 尚里

東京大学大学院新領域創成科学研究科  
環境学研究系国際協力学専攻 客員共同研究員

### 緒 言

1980年代後半から紛争が勃発する国や地域の数が急増している。1995年から2003年までの8年間の紛争発生率は12%にも及び、紛争後の国家の内約50%の国々が、10年以内に再び紛争に逆戻りすることが過去のケースからわかっている。紛争後の地域は、長期に渡る紛争により環境資源への損害を受けてきた一方で、持続可能な平和・開発を目指すためには、環境資源に頼らなければならないという「二重の課題」に直面している。

近年、環境資源を管理する上での市民社会の役割が注目されている。特に開発途上国では、1970年代から公私二分法的な環境資源管理政策が主流化し、これまで実施されてきた地元住民による慣習的な資源管理や保全方法が否定され、資源荒廃につながった<sup>1)</sup>。その後の研究では土着の慣習的な環境資源管理システムがまだ存在していることが着目され、それらのシステムが環境資源を管理し保全していることが明らかにされてきた<sup>2)</sup>。

しかし、これまでの議論は、開発途上国および先進国における慣習的資源管理に焦点が当てられ、紛争後の国における環境資源管理に関してはほとんど研究されていない。紛争後の社会の場合、環境資源管理はその独特な文脈で理解され議論される必要がある。紛争後の国は政治的・社会的変化に直面し、例えば、新しい政府が設立され、新しい法律や政策が立案され、その移行の中で、環境資源管理のための政策や実態も影響を受け変化を伴うからである。

また、紛争後の国における環境資源管理に着目した理由として、環境資源は紛争後の平和構築に影響を与える要因として考えられるからである。既存研究では過去60年の紛争の内、約40%の紛争が環境資源に関連していることがわかっており、環境資源に関連した紛争は環境資源に関連していない場合と比較し、紛争再発率が2倍となっている<sup>3)</sup>。このことから、環境資源は紛争を引

き起こす主要な要因の一つとして考えられ、紛争再発を防ぐためにはその紛争要因に取り組むことが重要となる。しかし、国内外の既存研究では、「紛争」の引き金となる「環境資源」の役割についての議論に集中しており<sup>4)</sup>、紛争後の環境資源管理については、まだほとんど研究されていない。

本研究では、東ティモールを対象事例とし、紛争後の状況で環境資源が持つ役割について、特に市民社会の役割に着目し実証に基づいて分析した。東ティモールの住民組織を事例として取り上げ、市民社会が紛争によっていかに影響を受け、紛争後という特有な政治社会情勢の下、どのような役割を担っているかを分析した<sup>5)</sup>。

環境資源を管理する主要アクターとして、政府、市民社会、企業の三者が重要な役割を持つと考えられる。紛争に影響された国家とされていない国家においては、このアクターバランスが異なると考えられる。紛争後の東ティモールのアクターバランスの状態は、市民社会の役割が他アクターと比較し大きくなっており、平常時の社会よりも市民社会の役割が増大している。そして紛争後の状況では、市民社会に対し、政府と企業の役割が限定的となっている。これらは筆者によるフィールド調査等に基づいており、本研究では具体的な事例を用い特に市民社会と政府との関係性について着目し、紛争後の特有な社会における市民社会の役割について分析した。

### 考 察

本研究は、紛争後の環境資源管理のために市民社会の持つ役割について、東ティモールの住民組織の事例を用いて分析し、環境管理に関連するアクターのバランスは、紛争後の政治的・社会的移行期に市民社会がより大きな役割を持ち、政府による管理と機能は限定的であった。紛争後の国家の統治能力が限られる状況においては、暫定統治機構の役割を持った国連や政府が実施してきた環

環境管理政策は、即効性を持たなかった。これは、政策を実行するためのキャパシティの不足、執行メカニズムの不整備、人材の不足等が要因として考えられた。さらに、国連が導入した政策はコミュニティの現実とのギャップがあり、妥当性が限られていた。その一方で、住民組織の役割はより重要となり、政府主導ではなく、住民組織が主導で慣習法に基づき環境資源の管理を始め、それを政府が認識し補い始めてきた。慣習法の担い手である住民組織が中心となり、慣習法を復興してゆく動きの中で市民社会が活性化するプロセスがあった。したがって、紛争後の社会で環境資源管理を行ううえでは、政府に対する支援だけでなく、住民組織に対する支援も優先させることが必要である。紛争後の国におけるこれまでの国際的な援助は、政府能力の強化への支援に集中する傾向があった。しかしながら、紛争後の国で環境資源を管理するにあたり、政府組織へ支援することだけが即座の成果をもたらさないため、市民社会を支援し、政府組織への援助とのバランスをとることが重要である。

紛争後における国家の限られた統治能力では、市民社会に依らない環境資源管理は難しい状況があり、実際に、政府は独立してから国の政策として、徐々に慣習法を統合する政策をとり始めてきた。このプロセスを経て、環境資源管理が緊急に必要とされる紛争後の時期において、住民組織による慣習法に基づく環境資源管理方法が国民のニーズに迅速に対応できる手段となった。その背景には、紛争後における国家という移行期において、住民組織による慣習法復興の動きから始まり、慣習法と住民組織の位置づけが、政治的・社会的に変化してきたことがわかった。本研究から、紛争後の国家の環境資源管理のためには、近代法を執行する行政的キャパシティが不足する状況で、慣習法と住民組織の役割を増大させることが一つの有効な選択肢であることがわかった。本研

究では東ティモールの事例を議論してきたが、開発段階においても適用可能であると考え、開発途上国においては、政府が近代法を執行し、モニタリングするキャパシティや財政面等の制約がある場合もある一方で、住民組織による類似した慣習的な環境管理システムが機能している事例も多く、東ティモール事例のように住民組織による慣習法に基づく環境資源管理のあり方と、それを評価し補強する政策は市民社会の役割を増大させ、他国にも市民社会の役割を提示し教訓を示すことができる。

## 謝 辞

本研究を遂行するうえで、公益財団法人三島海雲記念財団様より助成金をいただきましたことに、心よりお礼申し上げます。

## 文 献

- 1) 室田 武、三俣 学、『入会林野とコモンズー持続可能な共有の森』日本評論社、2004年、一三五頁。
  - 2) Elinor Ostrom, *Governing the Commons: The Evolution of Institutions for Collective Action*, Cambridge University Press, New York, 1990
  - 3) United Nations Environment Programme (2009) *From Conflict to Peacebuilding*
  - 4) 紛争と環境資源についての議論に関する論文として、例えば、Michael Ross, "How Do Natural Resources Influence Civil War? Evidence from Thirteen Cases," *International Organization*, Vol.58, 2004, pp.35-67; Paul Collier and Anke Hoeffler, "Resource Rents, Governance, and Conflict," *Journal of Conflict Resolution*, Vol.49, 2005, pp.625-633; James Fearon, "Primary Commodity Exports and Civil War," *Journal of Conflict Resolution*, Vol.49, 2005, pp.483-507 参照。
  - 5) 研究方法は、東ティモール、主に首都ディリ、アイナロ (Ainaro) 県、リキサ (Liquica) 県、ラウテム (Lautem) 県において実施したフィールド調査、インタビュー調査、アンケート調査、参与観察、及び文献調査による。
- 宮澤尚里「紛争後の環境資源管理における市民社会の役割」『国際政治』第169号, 2012年